

8 足福介発第 6 1 2 号  
令和 8 年 5 月 1 2 日  
( 公 印 省 略 )

関 係 各 位

足立区介護保険課長

小峯 直樹

**介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定  
及びサービスコード（令和 8 年 6 月以降）の掲載について（通知）**

日頃から、足立区福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして、令和 8 年 6 月サービス分より単価改定を実施し、下  
記のとおり足立区 HP にサービスコードと合わせ掲載予定です。ご確認の程、よろし  
くお願いいたします。

記

1 掲載場所

足立区 HP「介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードおよび単位数表マ  
スタインタフェースについて」

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/care-s/sougoujigyokodo.html>

2 改正点

介護給付・予防給付関連サービスにおいて令和 8 年 6 月から処遇改善加算に伴う  
介護報酬改定を行うのに伴い、同様の改定を実施します。

加算の要件につきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並  
びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（老発 0313 第 6  
号 令和 8 年 3 月 1 3 日）等で示されている、訪問介護、通所介護及び地域密着型  
通所介護における処遇改善加算要件と同等の対応を行っている場合に対象となり  
ます。

(1) A3 緩和型訪問サービス

- ア 処遇改善加算の I・II についてそれぞれイ・ロの項を追加
- イ 各処遇改善加算の加算単位数の変更

(2) A7 緩和型通所サービス

- ア 処遇改善加算の I・II についてそれぞれイ・ロの項を追加
- イ 各処遇改善加算の加算単位数の変更
- ウ 処遇改善の加算単位数について、利用定員 1 8 名以下の場合のサービスコー  
ドを新設

3 掲載予定日

令和8年5月15日

なお、改正後の単位数表マスタインタフェースについては、6月上旬までに掲載  
予定です。

4 担当

足立区福祉部高齢者施策推進室

介護保険課 保険給付係

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所北館1階

電 話 03-3880-5743 (直通)

F A X 03-3880-5621

Eメール [kaigo@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kaigo@city.adachi.tokyo.jp)

以上